

新ごみ処理場の建設事業説明会の報告

説明会の名称 新ごみ処理場の建設事業説明会

開催日時 令和元年9月8日(日) 午前10時30分～11時40分

場 所 笠原公民館 講座室A・B

対 象 者 郷地・安養寺・笠原地区住民

参加者数 84名

説明会の概要(※パワーポイントを用いて説明)

- (1) 新ごみ処理場建設事業の概要について
- (2) 都市計画決定の手続きについて

開催日時 令和元年9月8日(日) 午後2時00分～3時40分

場 所 クレアこうのす3階大会議室A・B

対 象 者 鴻巣市・行田市・北本市・加須市・久喜市市民

参加者数 89名

説明会の概要(※パワーポイントを用いて説明)

- (1) 新ごみ処理場建設事業の概要について
- (2) 都市計画決定の手続きについて

新ごみ処理場の建設事業説明会

都市計画決定の手続きについて

鴻巣市 都市建設部 都市計画課



花がおり 緑あふれ 人あらわい 鴻のす

都市計画決定の手続きについて

本日の説明内容

1. 都市計画決定の手続きについて
 - 1) 都市計画決定手続きの必要性
 - 2) 都市計画とは
2. 都市計画決定の手続きの主な流れ

1. 都市計画決定の手続きについて

1) 都市計画決定手続きの必要性

ごみ処理場の建設事業を進めていくには、ごみ処理場の計画を都市計画に定めるための手続き（都市計画決定の手続き）が必要となります。

- 主な理由：①建築基準法第51条により、原則としてごみ焼却場は都市計画決定しているものでなければ建築できない。
 ②計画的な都市整備を図る。
 ③住民参加の機会の確保する。

都市施設の例：道路・水道・下水道・公園・緑地・学校
 図書館・病院・市場・ごみ焼却場等

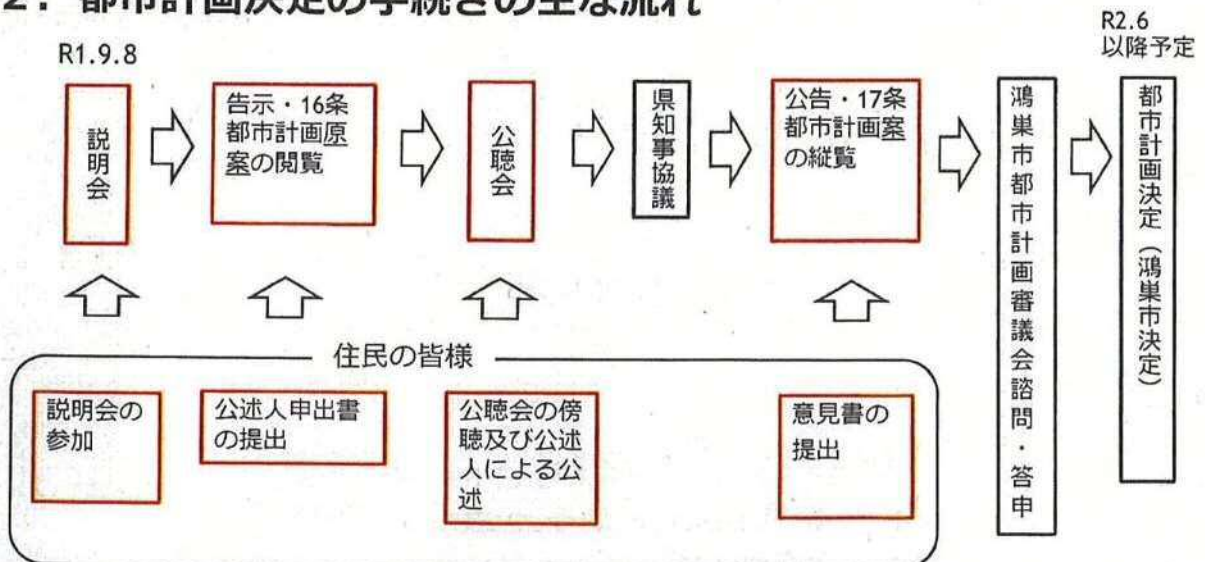
2) 都市計画とは（都市計画法第4条第1項）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規定に従い定められたものとしています。

都市施設を都市計画に定める事項（都市計画法第11条第2項）

- ①都市施設の種類 ②名称 ③位置及び区域 ④面積

2. 都市計画決定の手続きの主な流れ



※1公聴会に出席して都市計画の原案について意見を述べる方は、事前に広報等でお知らせする期間内に鴻巣市都市計画課へ「公述申出書」を提出し、公述人として選定を受ける必要があります。

※2 公述人となった方は公聴会で都市計画の原案について意見を述べることができます。

※3都市計画の案について意見のある方は、広報等でお知らせする期間内に鴻巣市都市計画課へ「意見書」を提出することができます。

新ごみ処理場の建設事業 説明会

令和元年9月8日（日）
鴻巣行田北本環境資源組合

○説明内容

- ・新ごみ処理場建設事業の概要について

◆はじめに

鴻巣市、行田市及び北本市（以下「構成市」という。）では、昭和59年より小針クリーンセンター及び埼玉中部環境センターでごみ処理を行っています。しかしながら両施設とも稼働後30年以上が経過しており、安定したごみ処理サービス提供のためにも新たなごみ処理施設の整備が緊急かつ重要な課題となっています。

このような状況を背景として、平成26年4月に設立した本組合では、ごみ処理広域化に向けた新たなごみ処理施設の整備を推進しているところです。

事業の経過

H27.2 鴻巣市郷地・安養寺地内に建設予定地を選定

H28.2 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び

「広域処理に向けた基礎調査（広域化方針）報告書」策定

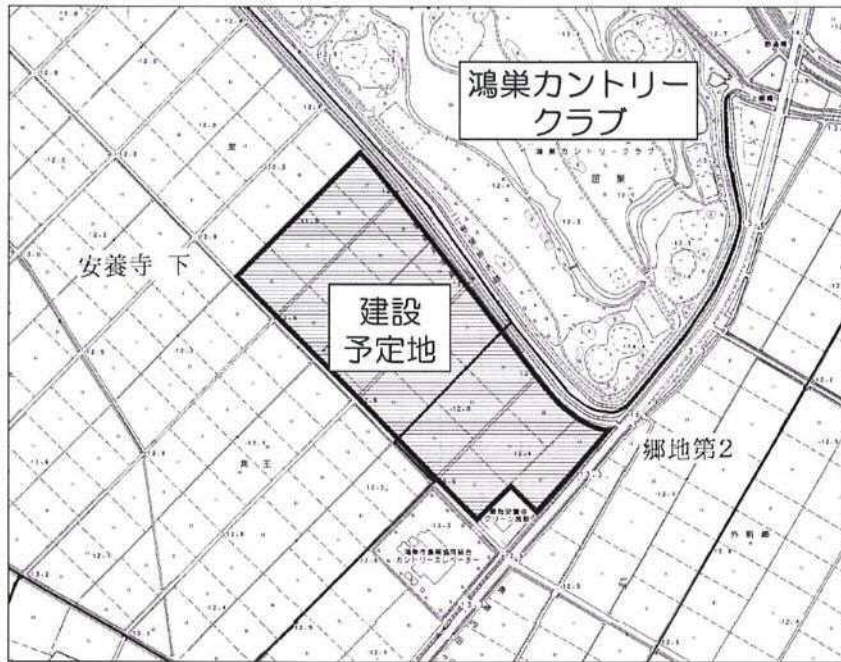
H29.2 施設整備基本計画策定

H29.2 「ごみ処理施設運営協議会」と基本協定締結

整備する施設は、熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤード及び余熱利用施設としています。

新ごみ処理場建設予定地

建設予定地は、鴻巣市郷地・安養寺地内とし、敷地面積は約5.5haとなります。



整備スケジュールの見直し

●—● 変更前
●—● 変更後

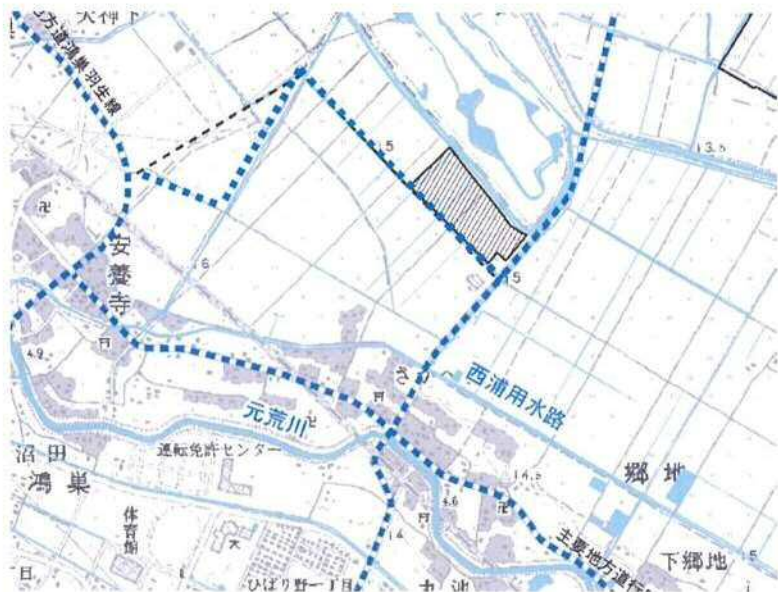
施設整備スケジュール(変更後)

項目	内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境影響評価	・調査計画書、準備書、評価書の作成			●—● ~R2.6月				
事業者選定等	・新ごみ処理施設事業者選定 (要求水準書作成・事業者選定)			●—● ~R3.1月				
用地取得	—			●—● ~R2.11月				
設計・建設工事	[プラントメーカー]施設設計・建設工事 (造成工事及び数か月間の試運転期間を含む)			●—● R3.1月~R5.11月	●—● R3.1月~R6.12月	●—● R3.1月~R6.12月	●—● 試運転期間	
施設稼働	—						●—● R5.12月~	●—● R6.12月~

◆整備する施設の概要

施設の種類	施設規模	処理対象物等
熱回収施設 (可燃ごみ処理施設)	約249t/日→約239t/日	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される可燃ごみ ・不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ ・プラスチック資源化施設からの可燃残さ ・災害廃棄物 など
不燃・粗大ごみ処理施設	約25t/日→約24t/日	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される不燃ごみ、粗大ごみ ・ストックヤードからの処理可能なものなど
プラスチック資源化施設	約17t/日→約16t/日	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される資源プラスチック製容器包装
ストックヤード	保管面積： 約1000㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市から排出される乾電池、蛍光管、電球、水銀柱及び小型家電 ・不法廃棄物 など
余熱利用施設	(未定)	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設建設等検討委員会に余熱利用施設の整備方針の策定について諮問中

搬出入ルート



主な収集車両等の走行ルート

- ・県道内田ヶ谷鴻巣線を利用
- ・新たな整備道路を利用

施設配置案



施設配置計画図（案）を以下に示します。



- *1: 本施設配置案は、一例であり、今後事業者決定後の実施設計により決定します。
- *2: 余熱利用施設の施設規模及び整備内容は、検討委員会に諮問中です。

凡例	
	進入道路
	掘込道路
	一般道(見学・一般交通)

主な説明会の開催状況について

H27.5.23 (クリアこうのす)

新たなごみ処理施設の建設候補地に関する説明会

H29.3.18 (クリアこうのす)

新たなごみ処理施設整備事業についての説明会

ご静聴ありがとうございました。

鴻巣行田北本環境資源組合 計画建設課

〒365-0004 鴻巣市関新田1300-1

電話 048-501-6708 FAX 048-501-6209